

「公会堂専用駐車場」のご使用方法について

- 1 公会堂利用者は、原則として区役所駐車場は利用できないことになっております。極力、公共交通機関をご利用ください。
- 2 「公会堂専用駐車場(3台分)」は、講堂の使用許可を得た方がご使用になれます。ただし、高さ2.3m未満の小型車に限ります。講堂の使用許可を得た時に、「公会堂専用駐車場」の使用を職員に申し出てください。
- 3 公会堂の会議室、和室を使用する方や、来場された一般の利用者は「公会堂専用駐車場」を使用できませんので、ご了承ください。
- 4 機材等の搬入を行う場合は、下記の図を参考にして、区役所地下荷物搬入用駐車スペースまで進入して搬入してください。搬入後は、公会堂で駐車券の認証を受け、速やかに「公会堂専用駐車場」へ車輛を移動してください。
- 5 「公会堂専用駐車場」および機材搬入をする際、地下通路の高さ制限は2.3mです。2.3m以上の車輛は、駐車場内に止めることはできません。搬入後、速やかに場外へ回送してください。
- 6 利用時間は平日・休日・祝日とも、昼間は「午前9時から午後5時まで、夜間は午後5時30分から午後10時まで」です。利用時間の厳守をお願いします。催し物の終了時は「公会堂専用駐車場」の使用も、できるだけ同時に終了するようにしてください。

